

令和3年4月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日時：令和3年4月13日（火）午前9時00分

場所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（学校運営協議会委員等の委嘱）
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について（四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員の委嘱）
 - ③ 承認第3号 専決処分の承認について（四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱）
 - ④ 承認第4号 専決処分の承認について（区域外就学の承諾）
 - ⑤ 承認第5号 専決処分の承認について（四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正）
 - ⑥ 議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 四万十町保育所苦情受付相談員について
 - ② 四万十町子ども・子育て会議委員について
 - ③ 4月入学式・始業式の欠席者状況について
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

学校運営協議会委員の委嘱（変更）について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年4月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

学校運営協議会委員の委嘱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和3年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項第4号及び第5号に基づく学校運営協議会委員について、次のとおり変更し委嘱する。

変更前

影野小学校学校運営協議会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	備 考
(5) 学識経験を有する者	川 村 裕 之	影野640-2

米奥小学校学校運営協議会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	備 考
(4) 学校関係者	弘 光 敦	米奥149

変更後

影野小学校学校運営協議会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	備 考
(5) 学識経験を有する者	三 宮 佳 子	影野640-2

米奥小学校学校運営協議会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	備 考
(4) 学校関係者	中 越 あかね	米奥149

変更日（委嘱する日）

令和3年4月1日

参 考

影野小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～ 令和5年3月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域 住民	浜 田 好 清	●●●●●●●●
	横 山 礼 子	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	鈴 木 信 太 郎	●●●●●●●●
	門 松 詩 乃	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員 その他対象学校の運営に 資する活動を行う者	西 村 秀 次	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	坂 山 英 治	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	三 宮 佳 子	●●●●●●●●
	吉 門 早 苗	●●●●●●●●
	岡 田 一 水	●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか 教育委員会が適当であると認める者		

アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所
安 藤 桃 子	映画監督	●●●●●●●●

参考

米奥小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～ 令和5年3月31日

選出区分	氏名	備考
(1) 対象学校の所在する地域 住民	村上 智之	●●●●●●●●
	津野 幸春	●●●●●●●●
	田村 皓哉	●●●●●●●●
	吉田 健一	●●●●●●●●
	岡本 美子	●●●●●●●●
	大崎 弘和	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	坂本 圭	●●●●●●●●
	宮崎 健輔	●●●●●●●●
	武田 貴彦	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員 その他対象学校の運営に 資する活動を行う者	岡本 則子	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中越 あかね	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	武田 茂男	●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか 教育委員会が適当であると認める者		

アドバイザー

氏名	勤務先・職名	住所
内田 純一	高知大学教育学部教授	●●●●●●●●
門田 雅人	元米奥小学校長	●●●●●●●●

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年教育委員会規則第4号）抜粋
（委任）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- （1） 教育行政の基本方針に関すること。
- （2） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （3） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- （4） 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- （5） 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- （6） 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- （7） 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- （8） 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- （9） 教科書の採択に関すること。
- （10） 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- （11） 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- （12） 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- （13） 文化財の町指定に関すること。
- （14） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。
（委員会への報告）

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- （1） 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- （2） 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

参 考

○四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和2年1四万十町教育委員会規則第10号

第1条 ・ 第2条 (略)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第5条 ～ 第16条 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

承認第2号

専決処分の承認について

四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員会常任委員の委嘱について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年4月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員の委嘱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和3年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町文化的景観整備管理委員会設置要綱第2条第1項の規定に基づき、四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員について、次のとおり委嘱する。

委嘱期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日

職名	氏名	住 所	備 考
常任委員	中越 信和	●●●●●●●●●●	再任
常任委員	西山 稔	●●●●●●●●●●	新規
常任委員	溝渕 博彦	●●●●●●●●●●	再任
常任委員	松島 朝秀	●●●●●●●●●●	再任
常任委員	池田 十三生	●●●●●●●●●●	再任
常任委員	中平 克喜	●●●●●●●●●●	再任

参 考

■常任委員に委嘱する理由等

住 所	●●●●●●●●●●
氏 名	中越 信和 (なかごし のぶかず)
推薦理由	2006年4月1日より広島大学大学院国際協力研究科教授に就任。主な研究課題は、「絶滅危惧植物の保存生態学」「景観生態学の基礎と応用研究」等があります。文化審議会専門委員（文化庁）、文化庁天然記念物委員会会長、新道路技術会議委員及び高知県四万十川流域保全振興委員会委員長、他多数の委員として活躍されており、平成23年度より四万十町文化的景観整備管理委員会の委員をされています。景観に関する知識や経験は豊富であり、全国各地で活躍している大学教授の視点で意見をもらっています。

住 所	●●●●●●●●●●
氏 名	西山 穩 (にしやま やすし)
推薦理由	東京大学工学部土木工学科（景観研究室）卒業・東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻（景観研究室）修了。平成10年4月株式会社西日本科学技術研究所に入社し、平成23年度から平成26年度にかけて策定した四万十町重要文化的景観整備計画にかかわっています。現在は環境に配慮した土木を専門とし、NNラントシャフト研究室の代表を務めています。県内では中土佐町・四万十市の重要文化的景観に関する委員会の委員をされており、又、高知県の文化財保護指導員でもあります。

住 所	●●●●●●●●●●
氏 名	溝渕 博彦 (みぞぶち ひろひこ)
推薦理由	高知県教育委員会文化財課課長補佐を経て退職。その後NPO高知文化財研究所を開設し、県内外の文化遺産保存活用を指導。現在は、高知県文化財保護審議会委員、県立歴史民俗資料館調査員、高知東海岸町並みネットワーク会議顧問、四万十遺産ネットワークス顧問、他多数の委員をされています。以上の様に文化財・文化的景観に関する知識・経験は非常に優れております。

住 所	●●●●●●●●●●
氏 名	松島 朝秀 (まつしま ともひで)
推薦理由	高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門人文社会科学部兼教師教育センター准教授。各地にある貴重な文化財を科学的な視点から調査研究する「文化財保存学」を専門としています。「身の周りにある文化財」への関わり方をはじめ、「保存」と「活用」のバランスの取り方など、幅広い視点から四万十町の文化的景観の保存・活用に向けて意見をもらいます。

住 所	●●●●●●●●●●
氏 名	池田 十三生 (いけだ とみお)
推薦理由	四万十町役場を退職された後、四万十川上流淡水漁業協同組合や特定非営利活動法人朝霧森林倶楽部などさまざまな分野で活躍されており、平成 18 年度からは四万十町文化財保護審議会会長、現在は平成 23 年度より四万十町文化的景観整備管理委員会の委員、四万十町景観協議会の会長もされています。

住 所	●●●●●●●●●●
氏 名	中平 克喜 (なかひら かつき)
推薦理由	四万十町教育長を退職された後、公益財団法人四万十公社理事長や平成 27 年度まで四万十町景観協議会の委員をされているなど、さまざまな分野で活躍されており、現在は平成 23 年度より四万十町文化的景観整備管理委員会の委員をされています。四万十川に対する知識等も豊富であり町内からの視点で意見をもらっています。

参 考

四万十町文化的景観整備管理委員会設置要綱 抜粋

平成 23 年教育長告示第 2 号

(設置)

第 1 条 文化的景観の保存と景観行政の円滑な推進を図るため、四万十町文化的景観整備管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、学識経験を有する者で全ての案件に関わる 6 人以内の常任委員と、国及び地方公共団体の職員、地元住民の代表等で個別の案件に関わる特別委員をもって組織し、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 委員会には、常任委員の互選により委員長と副委員長を置く。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

5 オブザーバーとして関係する国及び県の職員に委員会への出席を求めるものとし、必要に応じてその他の関係者もオブザーバーに加えることができるものとする。

(任期)

第 3 条 常任委員の任期は 2 年とし、再任されることができる。

2 特別委員の任期は、個別の案件に関わる審議を行う期間とする。

(会議)

第 4 条 四万十町の文化的景観の保存並びに活用等に係る検討事項について、委員会の合議が必要と教育委員会が判断する場合は、教育委員会の招集により、委員会を開催する。

(審議内容)

第 5 条 委員会では次に掲げる事項について、調査・検討を行い審議する。

(1) 景観の影響に配慮した各事業（公共事業等）における具体的工事工法等

(2) 地域資源としての景観の利活用

(3) 景観保全阻害要件が発生した場合の解決方法等

(4) その他（教育委員会が必要と認めた案件）

(意見の聴取)

第 5 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

承認第3号

専決処分の承認について

四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱（変更）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年4月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和3年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校保健安全法第23条第3項に基づく四万十町立小中学校の学校薬剤師について、次のとおり変更し委嘱する。

変更前

仁井田小学校、影野小学校の学校薬剤師 西田 直代

変更後

仁井田小学校、影野小学校の学校薬剤師 岡島 千紗

変更日（委嘱する日）

令和3年4月1日

令和3年度 四万十町小中学校 校医・歯科医・薬剤師一覧

2021.4.1現在

学 校 名	校 医		歯 科 医	薬 剤 師
	内	科		
仁井田小学校	タカハシ 高橋	ヒトシ 均	ドイ アキヒト 土居 詔人	オカジマ チ サ 岡島 千紗
影野小学校	タカハシ 高橋	ヒトシ 均	イシモト カツミ 石元 克実	オカジマ チ サ 岡島 千紗
七里小学校	タカハシ 高橋	ヒトシ 均	ツネイシ ノブヒコ 恒石 宣彦	ワタナベ アキヒロ 渡辺 明宏
米奥小学校	タカハシ 高橋	ヒトシ 均	ツネイシ ノブヒコ 恒石 宣彦	ワタナベ アキヒロ 渡辺 明宏
窪川小学校	タケダ タカシ 武田 丘		ヤノ ムネノリ 矢野 宗憲	ヤノ タミヨ 矢野 民代
川口小学校	イシカワ アヤコ 石川 紋子		コバタ ケイゾウ 小畠 啓三	ワタナベ アキヒロ 渡辺 明宏
東又小学校	ドイ シュウサク 土居 秀策		ナガヤマ クミコ 長山 久美子	タカハシ ハナエ 高橋 瑛順
興津小学校	ドイ シュウサク 土居 秀策		ヤノ ムネノリ 矢野 宗憲	タカハシ ハナエ 高橋 瑛順
窪川中学校	イシカワ アヤコ 石川 紋子 ドイ シュウサク 土居 秀策		コバタ ケイゾウ 小畠 啓三 ナガヤマ クミコ 長山 久美子 ヤノ ムネノリ 矢野 宗憲	ヤノ タミヨ 矢野 民代
田野々小学校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子		イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
北ノ川小学校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子		イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
大正中学校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子		イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
北ノ川中学校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子		イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
十川小学校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子		ドイ アキヒト 土居 詔人	マツダ ヨシフミ 松田 吉史
昭和小学校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子		ドイ アキヒト 土居 詔人	マツダ ヨシフミ 松田 吉史
十川中学校	サワダ ユキコ 澤田 由紀子		ドイ アキヒト 土居 詔人	マツダ ヨシフミ 松田 吉史

参 考

○ 学校保健安全法 抜粋

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び**学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。**
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

承認第4号

専決処分の承認について

区域外就学申請の承諾について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年4月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

○ 学校教育法施行令【抜粋】

(昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号)

(区域外就学等)

第 9 条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

承認第5号

専決処分の承認について

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年4月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和3年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町教育長告示第8号

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱（平成18年教育長訓令第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童及び生徒の交通安全対策のため、四万十町通学生ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、四万十町立学校に通学する児童及び生徒の保護者とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、学校指定の通学用ヘルメット（初回購入分に限り。）の購入費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、ヘルメット購入費の2分の1とし、2千円を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に領収書の写しを添えて、教育長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認

めたときは、補助金の交付を決定する。

2 教育長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第7条 教育長は、補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）その他教育長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第8条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 対象児童又は生徒の通学する学校名及び氏名

(学校名) _____

(氏名) _____

2 交付申請・請求額 _____ 円

ヘルメット購入額 (消費税及び地方消費税を含む。)	補助率	補助金額 (2,000円が上限です。)
円	1 / 2	円

(注) 領収書の写しを別紙に添付してください。

(振込先) 金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義人
				フリガナ -----

申請者（保護者）住 所
氏 名

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度四万十町通学生ヘルメ
ット購入補助金については、下記の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

四万十町教育長

記

〔条件〕

四万十町補助金等交付規則又は四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の定めに違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部につき、これを返還させることがあります。

四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱の全部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱 令和 年 月 日教育長訓令第 号 四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱（平成18年教育長訓令第13号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、四万十町通学生へルメット購入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（目的） 第2条 この補助金は、四万十町立小学校の児童又は中学校の生徒が学校指定の通学用へルメットを購入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、児童及び生徒の交通安全対策に寄与することを目的とする。</p> <p>（補助対象者） 第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）四万十町立小学校へ通学する児童又は生徒であり、現に学校指定の通学用へルメットを初めて購入した新入生の保護者</p> <p>（2）その他<u>教育長が特に必要と認め</u>た者 （補助金の額） 第4条 補助金の額は、学校指定の通学用へルメットの購入に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の上限は2千円とする。</p> <p>（補助金の交付の申請） 第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、<u>補助金交付申請書兼請求書</u>（様式第1号）に<u>領収書の写し</u>を</p>	<p>○四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱 平成18年5月23日教育長訓令第13号</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、四万十町通学生へルメット購入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（目的） 第2条 この補助金は、四万十町立小学校の児童又は中学校の生徒が学校指定の通学用へルメットを購入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、児童及び生徒の交通安全対策に寄与することを目的とする。</p> <p>（補助対象者） 第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）四万十町立小学校へ通学する児童又は生徒であり、現に学校指定の通学用へルメットを初めて購入した新入生の保護者</p> <p>（2）その他<u>特に教育長が必要と認め</u>た者 （補助金の額） 第4条 補助金の額は、学校指定の通学用へルメットの購入に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の上限は2千円とする。</p> <p>（補助金の交付の申請） 第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、<u>補助金交付申請書</u>（様式第1号）に<u>関係書類</u>を添えて教育長に提出</p>

改正後	改正前
<p>添えて、<u>教育長に提出しなければならぬ</u>。</p> <p>(補助金の交付の決定及び通知)</p> <p>第6条 教育長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、<u>補助金を交付する</u>。</p>	<p>しなければならぬ。</p> <p>(補助金の交付の決定及び通知)</p> <p>第6条 教育長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。</p>
<p><u>交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに補助金を交付する</u>ものとする。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>2 教育長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定した内容及びこれに付した条件を記載した補助金の交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。</p>
<p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>(実績報告)</p> <p>第7条 申請者は、購入が完了した時点で、実績報告書(様式第3号)に教育長が定める書類を添えて、報告しなければならない。</p>
<p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>(補助金の額の確定及び通知)</p> <p>第8条 教育長は、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書を審査し、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。</p>
<p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 前条の規定より交付すべき額が確定した後に、申請者の請求により補助金を交付する。</p>
<p>(決定の取消し)</p> <p>第7条 教育長は、<u>補助金の交付を決定した者</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。</p>	<p>(決定の取消し)</p> <p>第10条 教育長は、<u>申請者</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。</p>
<p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) <u>その他教育長が不適当と認める事由が生じたとき</u>。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(補助金の返還)</p>	<p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) <u>補助事業の目的を達成しなかつたとき</u>。</p> <p>(3) この要綱の規定に違反したとき。</p> <p>(補助金の返還)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 教育長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成25年7月11日教育長訓令第6号)</p> <p>この訓令は、交付の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成31年3月22日教育長訓令第3号)</p> <p>この告示は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第11条 教育長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。</p> <p>(学校長による代行)</p> <p>第12条 この補助金の交付申請、実績報告及び請求は、新入生が在籍する学校長が補助対象者に代り、学校分を取りまとめを行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する学校長による代行の場合は、全ての様式にある保護者を学校長に変更し行うものとし、交付申請書及び実績報告書には児童又は生徒ごとのヘルメット購入費が確認できる書類を必ず添えなければならぬ。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成25年7月11日教育長訓令第6号)</p> <p>この訓令は、交付の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成31年3月22日教育長訓令第3号)</p> <p>この告示は、平成31年4月1日から施行する。</p>

議案第 1 号

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則を下記のように改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 4 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則（平成 26 年四万十町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「

教育委員会組織規則第 3 条に規定する学校教育課の分掌事務のうち幼稚園に関する事並びに組織規則第 4 条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち講座の開設、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関する事及び文化財の調査、保存及び活用に関する事に係る地域事務並びに施設及び財産管理に関する事	大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員
--	--

」を「

教育委員会組織規則第 3 条に規定する学校教育課の分掌事務のうち幼稚園に関する事並びに組織規則第 4 条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち講座の開設、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関する事及び文化財の調査、保存及び活用に関する事	大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員
---	--

<p>ることに係る地域事務並びに施設及び財産管理に関する こと</p>	
<p>教育委員会組織規則第4条に規定する生涯学習課の分掌 事務のうち町立図書館の設置及び管理運営に関すること 並びに町立美術館の設置及び管理運営に関すること（新 たに整備する施設における町立図書館及び町立美術館と しての機能に関することに限る。）</p>	<p>企画課文化的施設整備 推進室の職員</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する教委規則について

改正後		改正前	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
補助執行させる事務	執行職員	補助執行させる事務	執行職員
<p>教育委員会組織規則第3条に規定する学校教育課の分掌事務のうち幼稚園に関すること並びに組織規則第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち講座の開設、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること及び文化財の調査、保存及び活用に関することに係る地域事務並びに施設及び財産管理に関すること</p> <p>教育委員会組織規則第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち町立図書館の設置及び管理運営に関すること（新たに整備する施設における町立図書館及び町立美術館としての機能に限る。）</p>	<p>大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員</p> <p>企画課文化的施設整備推進室の職員</p>	<p>教育委員会組織規則第3条に規定する学校教育課の分掌事務のうち幼稚園に関すること並びに組織規則第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち講座の開設、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催及びこれらの奨励に関すること及び文化財の調査、保存及び活用に関することに係る地域事務並びに施設及び財産管理に関すること</p>	<p>大正地域振興局長 大正地域振興局の職員 十和地域振興局長 十和地域振興局の職員</p>

